

今年も、あと2カ月を切り、税務署から「年末調整」の書類一式が送付されてくる時期でもあります。年に1度の事務作業となる「年末調整」に関して、従来と異なる点をご説明し、例年お客様からいただくご質問の一部をQ&Aでご紹介いたします。

## これまでと異なる点

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成30年度より適用されます。

配偶者の年収が103万円以下の場合、一律38万円の控除を受けることが出来ましたが、居住者の所得制限規定が設けられたため、居住者の所得に応じて控除額が変わってきます。また、合計所得が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることが出来ません。

また、配偶者特別控除については、所得123万円以下までと適用枠が拡大され、所得85万円（年収150万円）までは配偶者控除と同額の控除を受けることが出来ます。

※社会保険に関する控除とは異なりますので、ご注意下さい。

## よくあるQ&A

**Q** 平成30年中に住宅ローンを組んで、自宅を新築したんだけど、どうしたら良いの？

**A** 住宅借入金特別控除を受ける場合、**初年度のみ確定申告**を行わなければなりません。年末調整を例年通り行い、発行された「源泉徴収票」等の書類をもって申告を行います。弊社でも受け付けておりますので、ご相談ください。

**Q** 妻(配偶者)がパートで年間103万円以上の収入があるから、扶養には入らないよね？

**A** 配偶者の場合、「**配偶者特別控除**」が適用されます。一般の扶養の場合は、103万円以上の収入があれば扶養から外れますが、**配偶者の場合のみ年間2,015,999円未満の収入であれば、一定要件のもと税務上の「扶養」に入ることが出来ます**。

## 資料回収チェックリスト

### 【全員】

- 平成31年分扶養控除等(異動)申告書
- 平成30年分保険料控除申告書

※ 税務署より送付されてきます。不足の場合は、コピーもしくは国税庁HPより取得してください。

※マイナンバーの記載漏れがないようお願いいたします。

### 【保険にご加入されている方】

- 生命保険料控除証明書
- 地震保険料控除証明書

※ご加入の保険会社より、順次送付されてきます。

### 【住宅ローンがある方】

- 住宅借入金特別控除申告書及び残高証明書

### 【その他(該当者のみ)】

- 前職の源泉徴収票（平成30年度分）  
※途中入社の場合

- 配偶者の源泉徴収票（平成30年度分）  
※配偶者特別控除を受ける場合

- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

- 国民健康保険料の納付が分かる書類 等

※上記2点は、過年度分であっても、納付が平成30年中であれば、今回の年末調整で対象となる書類となります。